

第47回平成24年9月与謝野町議会定例会会議録(第4号)

招集年月日 平成24年9月21日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午前11時06分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	井田義之
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
6番	宮崎有平	15番	勢旗毅
7番	伊藤幸男	16番	谷口忠弘
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	家城功	18番	赤松孝一

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	秋山 誠	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

副町長	堀口 卓也	代表監査委員	足立 正人
企画財政課長	浪江 学	教育長	垣中 均
総務課長	奥野 稔	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	商工観光課長	長島 栄作
野田川地域振興課長	浪江 昭人	農林課長	永島 洋視
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育推進課長	小池 信助
税務課長	植田 弘志	教育次長	和田 茂
住民環境課長	朝倉 進	下水道課長	西村 良久
会計室長	飯澤嘉代子	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 89号 | 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）
(質疑～表決) |
| 日程第 2 | 議案第 90号 | 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 3 | 議案第 91号 | 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 4 | 議案第 92号 | 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 5 | 議案第 93号 | 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 6 | 議案第 94号 | 平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）
(質疑～表決) |
| 日程第 7 | 議案第106号 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
(質疑～表決) |
| 日程第 8 | 議案第107号 | 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）
(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第108号 | 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
(質疑～表決) |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(赤松孝一) ただいまの出席議員が18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第89号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案については、既に質疑に入っております。昨日に引き続き質疑を続行いたします。

質疑はありませんか。

5番、塩見議員。

5番(塩見 晋) おはようございます。

それでは、議案第89号、一般会計補正(第3号)について、質問をさせていただきます。

まず、最初に企画財政課にお尋ねしたいと思います。17ページの町債です。臨時財政対策債の減額が出ております。これにつきまして、年々、この臨時財政対策債の発行額が少なくなっているようなんですが、それにはいろんな計算の要因があると思うんですが、平成23年度から3年間で今までの人口基礎方式を廃止して、徐々に財源不足額基礎方式に変えていくというようなことが書いてあったんですが、このことについて説明がしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長(赤松孝一) 浪江企画財政課長。

企画財政課長(浪江 学) おはようございます。

ご質問にお答えしたいと思います。予算書17、18ページの一番下でございますけれども、臨時財政対策債を1,981万9,000円減額をさせていただいております。これにつきましては、本年度の臨時財政対策債が確定をいたしましたので、それに基づきまして確定額に合わせる形で減額をさせていただいたということでございます。

ご承知のように、この臨時財政対策債は交付税の代替措置として設けられているというものでございます。いわゆる国の交付税の特別会計が非常に財政的に厳しいという中で、それにかわる形で一旦、地方の自治体に起債を起こすことによって、それを、償還にかかる額については全て後々、国が補填をしていくということを基本に交付税のかわりに、この起債を起こしていくと、満額起こさなくても起こしたとみなして交付税が後々、返ってくるというものでございますので、交付税と深いかわりがある起債でございます。

近年、聞いておりますのは、できるだけ元の形に、交付税のほうで措置する形にシフトしていくという国の考え方がございまして、減額になりましても、その交付税のほうで措置をされる、そういった形で国のほうが対応をされますので、当町としましては、そういう傾向にあるということをご承知させていただいて、こういう減額をさせていただいているということでございます。

議長(赤松孝一) 塩見議員。

5番(塩見 晋) その京都府からですか、金額が確定したと、国のほうから来て、京都府から来たと思うんですが、それによる減額だということのようですが、例年、与謝野町は、この決定額いっぱいまで使っているように思いますが、先ほど言われましたように交付税算入で、みな返ってくるんだったら全部使ったほうが、先に使えるわけですから、そうせんと、三年据え置き、

20年償還でしたかね、このお金は。たしかかなり長いこと、国のかわりに地方自治体が借金をしておくと、こういう形なんで、今おっしゃいましたように元の形に戻るのは非常に正常なことだというふうに思っております。

しかしながら、両方合わせると50億円に近くなるような、過ぎとったかな、大きな国からの資金がないと町財政がやっていけないという状況にあるということにはかわりはないというふうに思うんですが、そこにいろいろ財政のご苦勞はあると思いますが、ひとつよろしく願います。国のほうとか、京都府からの金額の決定で、こうなったということで、わかりました。

それから、じゃあその次に、29ページの労働費です。きのうから何回か問題になっておりました不法投棄などの町内巡回事業ですね、これ恐らく8月10日にあった町報のお知らせ版に、この案内の募集があった関係だというふうに思っておりますが、これに関係しまして、1点、直接この不法投棄の収集の問題ではないんですが、いわゆる地域でつくっておられるごみステーションに、遠くのほうから車で来た人が、そのごみのステーションに入れていくというようなことが、よくあるようで、一つの、例えば、これも不法投棄かなというふうに思うんですが、それが地域の方の分別が悪くて持って帰らないというのであれば、割にその地域、地域で、それぞれ処理はしていただけておるようなんですが、遠くのほうから車で走って、通りがけに置いていくというなのは、どうしてもそのままになってしまって、役場のほうにも、そういう問い合わせがよくあると思うんですが、私のほうにもあつたりしまして、それにどういふ対応をしたらいいかなということをいろいろと役場も考えておられると思うんですが、今、役場はそういうことに対して環境課は、どういふ対応をしておられるかということ、ちょっとお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 議員のご質問にお答えいたします。ごみのステーションの関係と、このごみステーション自体は、町内に数え切れないほどございます関係で、お願いしておりますのは、隣組を中心に管理のほうがお世話になりたい。その中で隣組の方はきっちり分別もされておるけれども、よくそれ以外の方が入れられると、そういう場合はどうするんだと、それが残っておると、どうするんだというふうなお話です。

近年、特にそういったご相談といひますか、苦情がよく出てくるようになりました。ですが、一番初めに申しあげましたようにステーション自体が、すごくたくさんあります関係で、一義的なこととして隣組のほうでお世話になっておるんだと、何とかそのようにお世話になりたいんだということをお願いをしております。そこでは、でも納得いかんのですよね。当然のお話だろうと思います。そういうふうなこともお話としてあります中で、最近、看板を、そのステーション、このステーションは隣組なり地域で責任を持って管理されておるステーションであると、だから、ほかの人が入れてもらっては困るんだと、今、議員おっしゃいましたように、不法投棄に当たりますよというふうなことを書いた看板をこしらえました。ご希望がありましたら、それは当然ながら、私どものほうから提供させていただくというふうな形で対応させていただく、今のところは、それぐらいしか対応としては、できないのかなというふうなことで思っております。以上です。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 一応、看板を貸し出すというんですか、貸与するというような形で、それに対処

しているということですが、そういう方法もあるということで、それはひとつ私も実践させてもらったんですが、きのうのわーくばるの裏の農道のごみの捨てばかしというんですか、それと似たような話なんですけども、そうしても入れられるということは、ある程度、相手を特定をしていかんと、なかなか見つけにくい、ごみを広げて中身も見ましたが、資源の中に燃えるごみや残飯がいっぱい入っているようなごみでして、分けてもらうのもなかなか大変ですし、そういうことを思うと、監視カメラなどで町から借り出しを受けて当分間、そういう状況が監視できるというような方法はとってもらいと非常に何かとやりやすいですし、捨てる方にも、カメラがあるということに対して、ある程度の抑止力になるかなと思ったりもするんですが、そういうことはあまり考えられたことはありませんか。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） きのも若干お話を差し上げたかなと思いますが、今現在、私どもの不法投棄の関係、あと防犯の関係ですとかいうふうなことの中で、この時代、監視カメラは要ると違うかというふうなことの中で、担当課間で話はしています。それで、その導入する方向で今のところは、話としては進んでおるといふふうに私どもは理解しておりますので、早晚、そういうふうなことも出てくるのかなと思っております。ところが、その監視カメラを隣組なり個人なりにお貸しするというふうなことがどうなのかなという懸念はあるのかなと思っております。当然、いろいろなものが映りますので、その映ったデータの取り扱いですとかというふうなことになりますと、プライバシーですとかというふうなことも配慮をしないとイケないとかというふうなことはあるんだろうなと思っております中で、貸し出しというふうなことができるのかどうかということにつきましては、ちょっと消極的に思っておるところでございます。

それと先ほどのお話の中で、ごみステーションに他の方が入れられるということは不法投棄と違うかというふうなお話もあったと思います。この辺については、警察のほうにも相談をさせていただいたんですが、ごみステーション自体は、ごみを置くところ、ごみを置くところなんで、そこに置いた、近くの人でない人が置いたとしても不法投棄にはちょっと当たらんというふうな見解でございます。そういうことをご理解のほうはいただきたいと思います。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） そうですか。僕は不法投棄かなと思ったんですけど、それなら無断で置いたという状況ですわね。今、監視カメラのことでちょっと答弁があったんですが、隣組とか個人とかいうのが難しければ、区のほうに貸し出してもらおうとか、地域の、それぞれの自治団体ですか、そういうところにも貸し出してもらおうとかいうような方法もとれば、ある程度、対応はとれるんじゃないかなというふうにも思ったりしますので、そこら辺はまた、十分考えてみてもらうように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。38ページです。土木費、道路維持、除雪対策です。町の除雪計画では町道の主要路線などを速やかに除雪し、道路交通の確保と民生の安定を図り云々と書いてあります。昨年は思いのほか大雪で、多くの費用をかけました。1億710万円でしたか、決算書で見るとね、非常にかけました。それから、一昨年も7,993万円ですか、相当な金額をかけております。ことしについては当初予算から350万円、今回、増額ということになっているようですが、この中に修繕料100万円と除雪機の借り上げが230万円の増となっております。当初予算の説

明では、23年度は今まで、去年までは6台借り上げておったのを7台にするというような説明でありましたが、予算では7台で537万円の予算です。今回の補正で230万円上げるということは10台以上になるというように思うんですが、こうして多くの機械を借り上げなければならなくなる理由というんですか、それは建設課は、どのように思っておられるんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。今回、2台の借り上げ料を計上させていただいております。これは5トンドーザーが1台と8トンドーザーが1台というふうなことでございます。

1台につきましては、去年、大変大雪になりまして、日中いっぱい除雪をさせていただきましたけれども、いわゆる除雪路線を全て、その日にできなかったというふうな事情も考えまして、業者と相談する中で、どうしても1台ふやしてほしいというふうなことがございました。それは23年度のああいっただ降雪を考えますと、それは妥当な方法なのかなと、また、できるだけ早いこと早期にあけさせていただきたいというふうなこともございまして、1台は追加をさせていただいております。それから、もう1台の部分につきましては、業者さんのほうの機械が、いわゆる動かさないというふうな状況でございましたので、急遽1台、予算を追加をさせていただいたというふうな状況でございます。

確かに、この除雪機械といいますのは、なかなか今はリースの関係もございまして、また、業者のほうの、昔に比べますと発注件数が少なくなっているというふうなことやら、なかなか除雪機械まで持てないというふうな状況があるかと思っております。町といたしましても、一定は、そういうふうに先ほど、いわゆる民生化を図っていくんだというふうな観点から申し上げますと、このことは一定、町が持つても仕方がないのかなというふうに思っております。現在、建設課のほうでは3月20日までが除雪期間というふうにさせていただいておりますけれども、4月に入った段階でオペレーターの調査をさせていただいております。それに伴いまして今の持っておられる台数も含めて検討させていただいて、次の年の除雪計画に反映していこうというふうに考えておまして、今のところオペレーターがおられるというふうな状況でございますので、こういった貸し出しをすれば除雪がしていただけるというふうな実態だというふうに思っております。今回につきましても、こういったように上げさせていただいたというふうなことでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 土木関係の事業者の方が、いろいろと厳しい中で多くの除雪機が持てないというようなことが一番の原因であろうかなというふうに思うわけですが、この借り上げの金額は、これはもうベースになって、雪が降っても、どうなっても、このお金は要ると、こういう理解をしていたらよろしいんでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） そのとおりでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 除雪ですね、夜間の降雪についての除雪なんですけど、特に山間部の除雪に対して、早朝5時から始めて一次路線より効率よく除雪すると、こういうふうにありますけど、そのときの

状況により通学路の除雪が遅くなることがあったりしまして、登校に間に合わなくなることもあるというようなことを聞いております。事情があると思いますが、山間部の通学路については、ぜひ最優先で間に合うようにお願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 今、おっしゃいましたように通学路の部分につきましても、早くあけていただきたいというふうなことは、よくわかると思っております。早朝5時からというふうにしておりますけれども、うちの職員は3時半ごろ起床しまして、降っておるかどうか、いわゆる積雪深に達しているかどうかというふうなことを調査をさせていただいて、少なくとも4時ぐらいには、ずっと業者のほうに、その連絡をさせていただくというふうな体制をとらせていただいております。

町の除雪というのは5時からしておりますけれども、京都府はもっと早いこと除雪をしておりまして、それに伴ってうちのほうも、そういう業者の部分は町道と重なる部分がございますので、例えば4時とか4時半とかいうふうな格好で除雪に入っている業者がございます。できるだけ、そういうふうな格好で一次路線からというふうにはさせていただいておりますけれども、今、おっしゃいましたように、いわゆるロスなく除雪するというふうなことが非常に大切だろうというふうに思っております、その辺の部分につきましても十分業者のほうと調整をしながら進めさせていただいておるというふうな状況でございます。したがって、今、確かに特に平成23年度につきましても、思いもよらん一時的に、すごい降雪がございましたので、いわゆる通勤ができないという人もございました。そんなときには休んでいただいたらなというふうに思っております、そういうふうな中でもいろいろと苦情もいただいておりますけれども、できるだけそういうふうなことに向けて努力はさせていただきたいと思っておりますけれども、これだけは、こう言うて言うておきながらも降り方によって、相当変わってくるというふうに思っておりますので、その点につきましてもご勘弁がいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 去年、おとしほどの雪が降らんことを願っているわけですが、いろいろ事情があることはよくわかりますが、ぜひ気持ちの中で通学路をなるべく早くあけてやりたいなという気持ちがあれば、そういう方向にオペレーターの方も向くんではないかなというふうに思いますので、ぜひその部分は、また、周知しておいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。質問を終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

昨日も糸井議員さんのほうから32ページの京力農場づくり事業ということにつきましてのご質問がございまして、あらかた私も理解ができましたけれども、なお、私なりにお尋ねしたいと思うことがございますので、農林課長にお尋ねしたいと思っております。

この負担金の事業費補助金ということで550万円計上されておりますけれども、こういったのは、きのうの説明を聞きますと地域全体で話し合い、合意形成を目指していただく農業団体というんですか、法人化も目指してというようなお話だと思っておりますけれども、具体的にどういった団体に補助を出されるのか、また、一つの事業をなされるについての補助率ですね、そういったも

のがあるのか、それとあわせて、まず、お尋ねしたいと思います。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えいたします。京力農場づくり事業費補助金550万円を計上をさせていただいております。これにつきましては、きのう糸井議員のほうからご質問がありましたように、京力農場プラン、これを地域で立てていただくということで、5年後、10年後に耕作できなくなった農地を誰がつくっていくのかというような地元の農家さんの中で調整をやっていただくと、この人に規模拡大で農地を集積していこうという話し合いを、まず、やっていただくということでございます。そこに集積をしていく対象になった農業者なり農業法人なり、そういうところに機械の整備だとか、そういうことを、その計画の中でも計画をしていただくということでして、その中で、計画の中に入れておりました場合、京都府の補助事業として、こういう農業機械だとか、そういうものに対する整備の補助金がつくというシステムになっております。

この550万円につきましては、滝、金屋地域のプランに基づきまして、農業生産法人あつぷるふぁーむのほうを整備します倉庫1棟とアーム式の草刈り機、トラクターの裏につけるアーム式の草刈り機があるんですが、それが1台と田植機1台ということで、来年度以降は、また、違う法人のほうに整備をさせていくというような計画になっておるということです。

それで、この補助率につきましては京都府の補助事業ですので、京都府のほうで50%の補助率ということになっておまして、実際の事業費は、これの倍かかるということになっております。過去から町のほうでは農業機械とか、そういうものの整備については国府の補助金のみでお願いをしておまして、京都府から受け入れた補助金を、そのまま法人のほうに補助金として出しておるということで、町の一般財源の負担は一切しないという方針でおりますので、50%の府の補助金のみということでご理解をいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） よくわかりました。私が、皆さん方も同じだと思いますけれども、最近の農地も不耕地といえますか、いわゆるお米とか、そういったものを栽培されていないところ、この町の中でもあちらこちら非常にたくさん目についてきております。今、課長が5年後、10年後と申されましたけれども、非常に私の近辺でも高齢の方が、80歳半ば、85～86歳の方がトラクターでやっておられるというようなことございまして、いつまで、これが続くかなというような形のことを地域の方々もお話されておられまして、非常に水田の、いわゆる不耕作の場所がふえてきておるという形のことが、これはもうどこともが、そういう傾向にあるようでございます。非常に米の価格も安くて採算が合わない、いろいろと農業関係につきましては課題が多くて、なかなかもうかれば、利益が出れば参入者もふえるんでしょうけれども、非常にそういったことで懸念される現象が最近顕著に目についております。そういうふうな中で私は、とにかくこういった地域の環境保全というような意味合いからお尋ねするんですが、せんだって中小企業基本条例ですか、与謝野町の、新たにできましたけれども、この中にも、本当にきょうまでの概念を外した、いわゆる農業者も含めた与謝野町で本当に地域のために頑張っていただくという方々の対象の中小企業基本法だというのが生まれたわけでございますけれども、確かに法人化が、農業者の方々の法人化があちらこちら生まれてはいいんですが、なかなか法人化という組織体をつくるにも踏み込めないという現実もあると思っております。

本当に、その法人が今日現在、2社か3社かわかりませんが、ごくわずかの法人の方々は、そうして国なり府なりの補助を受けられて、それなりの活動ができる。ところが、大部分はやはり小さい個人の農家の方々が頑張ってやっておられるという中で、いわゆる個人の方々についての、そういう機械、機具の購入の便宜が、いわゆる2分の1だとか3分の1とか、そんなに高額でなくても、何か、与謝野町の独自のことが考えられないかと、こう思っておる次第でございます。

いわゆる町の条例を見ますと、与謝野町の農林業振興事業費補助金交付要綱というものもあります。これを見ますと、補助対象者が個人及び団体というような中で、個人が参画できるのは小規模、これは農林業ですから、小規模造林でありますとか、あるいは災害復旧事業だとか、これが、それともう一つ特産物等の生産振興ということで、担い手生産組織等の育成、あるいは農林業者が組織する個人、または団体の活動、あるいは有害鳥獣対策ということで、この四つ、五つのものが個人も補助の対象者となっているようでございますが、私も70歳を出てますけれども、70歳ぐいらの年配の方も、まだまだ元気で農業をやっていきたくて思っておられる方も中にはおられまして、そういう方が、いわゆる耕運機の更新であるとか、高額な機械の更新につきましては手元資金が窮屈であるがために、金融機関に行きましても、年齢のことで融資がなかなか難しいというようなお話も金融機関から受けるということをおっしゃられておられたけれども、そういう小さい方々が集まって、この地域の環境保全ができておると思うんですが、そういった意味での個人個人の農業者に対する何かフォローができないかなと思って、これは農林課長の判断ではできないかとも思いますけれども、そういうことを今後の課題として、ぜひ取り組んでいただきたいことだと思っておりますけれども、課長の思いを、ありましたら聞かせていただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えをいたします。小林議員さんがおっしゃいますように、町内の農地、これを守っていくのは法人だけでは、とても無理だというふうに思っております。零細な農家の皆さんの、そういう努力も日々あつて、そういうものが守られておるというふうに思っております。それはそういうことだというふうに思いますが、現在のところ国においても府においても、個人の農業用機械、これの整備に対する補助事業というのは一切考えておりませんし、これをやりますと、ありとあらゆる全ての農家さんが対象になるということで、とてもじゃないけど予算が追いつかないという事態が出てくるのではないかとこのように思っております。

現在のところ個人の農業用機械の整備につきましては、補助事業はございませんけれども、農業資金の低利資金で対応をしていただくということが可能かなというふうに思っております。

それで認定農業者ということで、経営意欲がある、そういう農家として認定をされましたら、その金利分については補助金で全額が出るというシステムもございますので、そういったことが現状では制度としての限界かなというふうに考えておるというところでございます。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） いわゆる国なり府なりの交付というか、補助で成り立っておる、こういった補助事業というんですか、こういった事業だということはよく理解できるんですが、私が思いますのには、例えば、いわゆる中小企業振興基本条例も生まれたことも含めて、やはり産業振興基金で

すか、1億3,000万円ほど基金の積み立てをいただいておりますけれども、そういったものも一つ農業の個人の方にも応用をきかせていただくというような大きな目で、本当に、この地域の皆さんが担い手ばかりでなしに、高齢の方でも頑張るやろうという、いわゆるたくさん補助がなくても、少しでも、そういった気持ちを起こすような施策というんですか、そういった形が求められておるのではないかと、そういうことによって不耕地が減るとかというようなことにはつながらないかもわかりませんが、お勤めをなさっておられた方々が退職されてから農業のほうに参入しようとか、そういった方の、1人でもふえるような、そういった環境づくりが最近、この与謝野町のいろんなレポートや何かを見ますと、与謝野町流という言葉がよく目につくんですが、国でできない、規模が小さくても与謝野町流の一つのそういった中小企業振興条例もできたことございますので、それとあわせて、そういう小さい方、地域保全に頑張ってもらっておるとい意味合いの一つの大義を持って、そういったことの、ごくわずかの援助ですか、そういうところも一つご検討がお願いしたいということをお願いして、質問を終わります。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） お答えを少し補足させていただきます、今、小林議員さんがおっしゃいました、その内容そのものが、この京力農場づくりプランの作成だと私は思っております。地域全体の英知を集めて、これから、その集落の農業をどう守っていくのか、農地を守っていくのか、皆さんで協議をしていただく、その結果として、こういう個別の経営体を育てていこうとか、新規就農者を受け入れていこうとか、また、法人化をしていこうとかいう協議は出てくるというふうに思っています。そういった協議の結果として補助事業もおのずかについて回るものだというふうに思っておりますので、この事業を有効に活用していくことが中小企業振興条例の推進にも、私はなっていくというふうに思っておりますので、よろしく願いがしたいと思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） それでは、もう個人も可能だというように理解させてもらったらいわけですね。

議長（赤松孝一） 永島農林課長。

農林課長（永島洋視） 個人は補助事業の対象にはなりません。ただ、その協議の中で、そしたら意欲がある人で法人化をやっているじゃないかとかいうような話の結果になったという、そして法人化ができたということになれば、そういう補助も当然ついて回るということをご理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（赤松孝一） 小林議員。

1 1 番（小林庸夫） 法人化ができれば、いうことはないんですが、そこが難しいと思って質問をしたようなことございます。意をおくみ取りいただきまして、今後の課題としてご検討をいただきたいと思っております。終わります。

5 番、塩見議員。

5 番（塩見 晋） 1点だけお尋ねをします。きのうも非常に問題になっておりましたが、26ページのつながるころささえる事業です。この中で委員会でも若干、私は懸念があつて質問をしたんですが、心安らぐ居場所について、そのときに宗教施設などの範囲についてのちょっと懸念をお伝えしたんですが、それに対して課長からは委員会での答弁として、後からいただいたのには仏教会と連携を考えているというふうにおっしゃっています。仏教会を中心に声かけを行い、そ

の輪を徐々に広げていくこととしたいというふうに一応、ペーパーではいただいんですが、ここでいう仏教会とは、昭和32年に形成された財団法人全日本仏教会のことを指す、いわゆる全国の伝統仏教の主な58の宗派が加盟しているというふうには聞いているんですが、これに加盟している団体に関連する、この地域の仏教というのか、お寺というんですか、簡単に言えば、そういうところをお願いをしようと、こういうことなのかどうか、ちょっとこの点だけきっちり聞いておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） この件に関しましては、さきの文教厚生常任委員会で塩見議員のほうからご指摘をいただいて、その後、ご返事は差し上げておりますけれども、京都府の丹後保健所を通じて、先進例がないかというふうなお話もございましたので、その点を中心に意見等も含めてお聞きしました。そうしましたら、全国的にも今おっしゃいました昭和32年に制定された、その伝統的な宗派を中心とした仏教会が各宗派での連絡も含めて、自殺対策は積極的にかかわっていきましょうねというふうな取り組みをされておるということでございます。

京都府におきましても、その動きを受けてということと、あと京都ですので神社、仏閣が非常に多い中で、お寺と神社を中心に協力をお願いしていきたいというふうな方針であるということでございます。そういうふうなことを受けまして、私どものほうも、その伝統的な仏教の宗派の方を中心といたしますか、あと神社もありますので、そういうふうなところを中心に、そういうふうな動きに、私どものほうも乗っかる形でご協力のほうをお願いできるかなと、その中で少しずつ、これはゲートキーパーの研修会も、そうなんですけども、まずは核となるところから徐々に広げていくというふうな形が望ましいのかなということの中で、そんなふうに徐々に輪を広げていくというふうなことが必要なのかなというふうに思っております。

ところが、委員会でも出ましたように、いわゆる問題のある宗教というふうなことについてはどうなんだというふうなこともございますので、その点は慎重に慎重に進めなければいかんというふうに思っておるところでございます。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 今、仏教会だけではなしに、社寺もおっしゃいましたので、与謝野町としては、それでは神社に関しては、何かそういう団体があるのかなのか、僕ちょっと、そこらへんは調べてないんですけれども、あるとしたら、どういう神社の団体に声がけをしようされているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

議長（赤松孝一） 朝倉住民環境課長。

住民環境課長（朝倉 進） 神社につきましては、個別にお話のほうは差し上げていかんのかなというふうには思っております。

議長（赤松孝一） 塩見議員。

5 番（塩見 晋） 信用せなあかんことはいっぱいあるんですけど、やっぱり神社とか宗教に関しては、一応、政治からは離れんなんということが決まっておりますけれども、そういうことを思うと声がけを、そういう団体が自主的にやられるのは、それはもう大いにやられたらいいことで、何ら問題はないと思うんですが、いわゆる京都府にしる、与謝野町にしる、そういう団体が特に依頼してやってもらうということについては、なければいいんですが、なるべく慎重にやっ

ただきたいということをし添えまして、質問を終わりにしたいと思ひます。

議 長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 失礼します。先日、今田議員からDVの関係につきまして、件数等について知らせほしいということでありましたけれども、手元に資料がないということで、資料を用意しましたので報告させていただきたいというように思ひます。

まず、DVについてです。DVについては、新規としまして今年度4件がございます。そして、前年度から引き継いでいる方についてが4件ということがありますので、現在、8件の方を実際、見守りをしてるという状況でございます。

次に、児童虐待の関係でございます。今年度は新規で13名の方の虐待を受け付けておられて、23年、前年度から継続して見守っておりますのが33名ということでありますので、現在、46名の方の見守りなり、対応をしているような状況でございます。

それと高齢者の虐待についてでございますけれども、今年度の新規といたしましては5件の方が新規として高齢者の虐待が上っております、前年度からの引き継ぎ事例が7件ございます。したがって、現在では実人員で12名の方の対応をしているということでございます。

なお、23年度のDVにつきましては11件、23年度中には、今年度4件継続しているというように申し上げましたけれども、23年は11件を受け付けてまして、そのうち3名をどこかの施設なり、あるところに避難していただいたというケースでございます。以上、報告させていただきます。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第89号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第89号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第90号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第90号を採決します。
本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第90号 平成24年度与謝野町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第3 議案第91号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第91号を採決します。
本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。
よって、議案第91号 平成24年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。
次に、日程第4 議案第92号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険特別会計の補正（第1号）について、質問をいたします。
まず、十分理解ができていないので、今度の一般管理費の一般経費ですね、歳出のほうの、これについて課長からお願いできませんか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。12、13ページでございますが、一般管理費一般経費で電算プログラム変更委託料30万円を計上させていただいております。

これにつきましては、関連しまして6月に福祉医療のほうでもプログラム変更はお世話になったわけなんです、今回、国保会計におきましても同様でございますが、税制改正によりまして年少扶養の特別控除が廃止となりました。そういった関係で国保におきまして課税所得を見るべく負担額の区分判定において年少扶養控除が廃止された以前の状態での区分判定には、その以前のものを使うということになっておりますので、そういったプログラム変更が必要となったとい

うことで、今回、上げさせていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 年少扶養控除の関係ということを、課長、お聞きしましたが、この関係は既に2年前に、いわゆる税制改正で、ことしこういうことになるということはわかっていたんですね。これを今回、特に、今、ここで補正をされたというのは、何か特別、そのときに予期できなかったと、こういうことはございますか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。24年度、今年度から施行されるというふうにお聞きしております。今年度、賦課する際のプログラム変更ということで、9月補正になりましたのも6月補正をさせていただくこともできたんですが、財源等がございませんでしたので、繰越金等が確定した際に9月補正にお世話になるということで、ほかの既存予算から執行していたということでご理解いただきたいと思います。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） それでは、大体わかりました。課長、今、財源の話が出ましたですけどね、ことし24年度、総額で1,700万円、いわゆる世帯にしまして4,200円でしたかの国保税の値上げになっているわけですけども、もう既に調定をされたと思うんですが、これ昨年の所得から見て、この段階で、いわゆる当初予算と見て、この国保税の計算された結果はどういう状態になっておりますか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えをいたします。24年度の現時点での国保税の見込みでございますが、当初予算の算定につきましては、前年度の所得を使わせていただいております。現在での見込みといたしましては、5億9,300万円程度で、当初予算と比較いたしますと約2,000万円の減額というふうなことで、現在のところは把握しております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） といいますと、課長、ことし値上げを予定していた、いわゆる増収を予定していた分よりも減ったということになるんですが、そのところは主な要因というのは課長、どのように認識されておりますか。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 現時点で細かな分析等は、まだ、できておりませんが、基準所得等の推移、それから、被保険者全体の人数等も減少傾向にございます。そういったことから積み上げていきますと、今、報告させていただいた数字の見込みであるということで、当初予算から比べて約2,000万円程度の差異が生じているということでございます。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 課長、既に国保の課税状況についても、これは課長のほうで調整をされていると思いますし、その辺をまた、分析をよろしくお願いをしたいと思います。

それから、もう1点ですね、この電算システム変更の委託料、電算システムそのものの変更のお話を聞いておりましたが、これはどこどこに支払うという、どこに委託されるということになりますか、この委託は。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 従来、委託させていただいておりますKKCと契約させていただいております。

議 長（赤松孝一） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 総務課長にお尋ねしますが、課長の担当でしたかいね、この電算機の関係は、企画財政課長。私、トライ・エックスにかわったという認識をしておったんですが、これKKCでよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 浪江企画財政課長。

企画財政課長（浪江 学） お答えいたします。トライ・エックスに決定をして移行をしていくことは決めておるんですけれども、これからの作業ということですので、現在はまだ、移行が完了していないということでございます。

1 5 番（勢旗 毅） はい、終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第92号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第92号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第5 議案第93号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第93号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第93号 平成24年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6 議案第94号 平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第94号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第94号 平成24年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで45分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時45分）

議 長（赤松孝一） それでは、休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

次に、日程第7 議案第106号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とします。
本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第106号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第106号 財産の所得について（消防ポンプ自動車）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8 議案第107号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第107号を採決します。
本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（赤松孝一） 起立全員であります。

よって、議案第107号 平成24年度与謝野町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9 議案第108号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、小林議員。

11番（小林庸夫） それでは、石川診療所のリハビリ棟の建設工事という形のことで計上されておりますけれども、一つだけお尋ねします。これは建物だけですが、内部の機具とか、そういったものは、また別途、今後、計上されるということでございますか。いろいろと機具も、色んな機具も、あるいは道具というんですか、そういったものも必要かと思っておりますけれども、そういった形の予定はどういうことになっておりますか、お聞きします。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。今回、補正をお願いしておりますのは、建築工事費ということで備品等におきましては当初予算で800万円認めていただいております。その中で現在、こういったリハビリ器具を導入しようかということで、検討しているというところでございます。

議 長（赤松孝一） 小林議員。

11番（小林庸夫） 勉強不足で申しわけございませんでした。終わります。

議 長（赤松孝一） 15番、勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、補正予算にかかわって質問をしたいと思っております。25年度で理学療法士さんを増員をされるというふうな格好を聞いたといたしますか、今、募集がされていると聞いておるんですが、現在、この理学療法士さんが見ていらっしゃる患者さんといえますか、指導をしていらっしゃる方ですね、この方は何名ぐらいある。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。現在、1名の理学療法士が訪問リハビリ、また、診療所での外来リハビリということで活動しております。23年度での数値を申し上げたいと思いますが、訪問リハビリにつきましては、大体、月平均で40件から50件、1年間、延べですと555件の訪問をしております。実人数としましては25名ということでございます。

それから、外来リハビリにつきましては、昨年の7月から丹後中央病院から医師派遣によりま

して、体制が変わっておりますが、そこからの医師の指示によりまして、理学療法士が活動をされるわけなんです、大幅に7月からふえておりまして、1年間で、23年度、延べ1,078件でございます。6月までが実人数でいきますと、毎月25件程度だったのが、7月以降、月平均40件ぐらいの外来の方を見させていただいておるとい状況でございます。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それと課長、近年、この理学療法士さんの活動の分野というのが、国のほうでも非常に広がってきたのではないかと考えておるんですけどね、この辺のところは、それで私どもは、当初では体の不自由な方とかお年寄りというふうに思ってたんですが、今、子供さんから、ほとんどの階層で、そういったことに必要な方が出ていると、こういうふうに思っているんですが、そのところはどうか。

議長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。リハビリの活動、理学療法士の活動といいますと、主に入院された方が病院内での早期回復を目指してリハビリに取り組みされるということかというふうに思っております。その中で与謝野町としましては、旧加悦時代に職員として理学療法士がいたということで、広く保健活動を中心に活動しておったという中で、合併を機に与謝野町内に診療所ができましたので、そこでの介護保険事業所としての本来の資格を生かしたリハビリができるというふうなことになりまして、まして、この丹後地域では訪問によりますリハが、民間を含めまして活動が少ないといいますか、できていないという地域というふうなこともありまして、行政の責任において少しでも、退院された後、自宅でのリハについて応援といいますか、支援をさせていただくということに力を入れて取り組んでいこうということで頑張っております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは課長、最後にですね、もう一回確認したいんですが、来年からは、この理学療法士さんが、もう1名増員されると、こういうふうに思っておってよろしいですか。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、保健課長がお答えしましたように、与謝野町にはPT、理学療法士が1名おります。外来リハで対応するほか、訪問リハもやっています。さらには介護予防とか、保健師なんかと一緒に予防のほうにも力を入れております。だから、介護予防の関係から訪問リハから外来リハからと、なおかつ、リハの対象になります方も診療所の患者さんそのものが非常にふえてきておりますので、今、1人おります理学療法士が本当に忙しい状況があります。来年のリハ棟のオープンを前にしてどういう体制で25年度以降、取り組むかということ町長以下、相談をする中で今のままではやはりどこかにしわ寄せといいますか、無理が出てくるだろうということで、体制の強化を考えていこうということで、結果、理学療法士の増員を図っていこうということで今、準備をいたしております。

議長（赤松孝一） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） なかなか一旦、そういうリハビリが必要な状態になりますと社会復帰までに相当な時間や、本人さんも含めた努力、もうちょっといい、そういった理学療法士さんに出会えるかどうかということが大きなポイントだろうと思っております、ぜひ今、副町長からお話を聞きました、そういう体制を強化するというので、ぜひお考えをいただいて、ひとつ町民の期待に

応えていただきたい。よろしく申し上げます。終わります。

議長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、議案第108号で少しだけお尋ねをしたいと思います。この図面、参考資料の1を見ますと、いわゆる新しい建物が建つということで駐車場がなしになって、結局、建物をつぶしたり、それから、桜の木も全部切ってしまうと撤去してしまって、駐車場ができるということで、それで、この間、委員会のときに診療所として学童保育との関係ですけれども、いわゆる学童保育が、あそこにあっても診療所としては関係ないですねと言ったら、泉谷保健課長は診療所としては十分できるので、学童保育とは関係ないということやったんですが、そこでちょっと福祉課長にお尋ねするんですが、いわゆる従来は、そうして学童保育の前が幾らかの余裕があったわけですね、ところが、結局、駐車場とかいうことで桜の木もなしになって、完全に、もう建物だけが学童保育所に残るといったことなんです、学童保育というのは、ある意味で私はちょっとぐらい余裕があったほうが学童保育の親も車で来たり、子供たちが自転車をとめたりというようなスペースが必要ではないかなと思うんですが、そういうスペースが今の状態の中では、駐車場にとめればよいということなんです、なくなるわけですね。それで学童保育としての立場から、この設計について問題はないのかどうか、お尋ねをしておきます。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 井田議員の質問にお答えしたいというように思います。この地図を見ていただきますと、この学童として使わせていただいています医師住宅の前のスペースが本当に少なくなって駐車場スペースになります。現在、この学童として使わせていただいているときに、前のほうを使ったりということはありません。したがって、施設内で子供たちがおるといったような状況です。心配していただいています、そのすぐに出たところが駐車場になりますので、今までは大分違いますけれども、このあたりにつきましては指導員をはじめ、この学童、子供たちに対してきちんと、このあたりは説明して、事故のないような対応をとっていきたいというように思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） ということは、学童保育、社協のほうにお願いしておるわけですが、社協は別にして、例えば石川区とか、それから、学校とか、親御さんとか、そういうこと相談なのか、この状態はなるということ報告されておるのかどうか、それから、課長としては前から、この場所がいいかどうかということは、いろいろと地元でも議論が出ておりました。空き家もたくさんあるしというようなことが、移転をするというようなことは考えておられないのかどうか、その点についても念を押しておきます。

議長（赤松孝一） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） 現在までに、その地域の方でありますとか、区長さんあたりに、こういった体制になりますよというようなことについては実際に、ご相談がけをしたというようなことはございません。しかし、先ほど言いましたように、今、学童としてお借りしています医師住宅といいますが、これが借りているという状況ですので、近くにいい物件があればというようなことで、この近くにもあいたようなスペースがあったり、また、工場のスペースなんか、ずっと私も見て

回っておるんですけども、やはりまだ、具体的に学童として本当にいいような施設じゃないという状況でございますので、今今については、今までどおり、この施設を使って学童を開催していきたいと、このように思っております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 実際に建物が建ったり、現状が整備された時点で、また、地元ともゆっくりと話すような機会もつくっていただけたらありがたいというふうに思います。

それから、あとこれは誰にお願いしたらいいのかわからんのですけれども、交通のあれです、交通安全のことです。交通安全というのは、私は基本的には自己責任だというふうに思っておりますので、どうこうということはなかなか難しいんですが、この図面で見えていただいたように、十字路の4差路ではなしに、変則的な4差路、建物が一つ建つと、かなり視界が変わってくるんですね。それでカーブミラーだとか、それから一時停止だとかいうような、いわゆる設備を幾らかでもお願いをしてといいますのは、ここも結構怖いところなんです。私もしょっちゅう、ここを通りますけれども、完全な十字路だったらわかりやすいんですが、本当に右は見にくい、出ようと思っても、それで今度は左側に入ってくるんでも建物があると見えないからびゅっと入ってくるということになります。その辺の交通安全対策だけは現地をしっかりと見ていただいて、対応をお願いしたいなというふうに要望しておきたいんですが、いかがでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 井田議員のご質問にお答えします。今回、国保の診療所を増築なり、していくということです。この交通の問題も協議をいたしました。実際に、今、言われましたように建ってみて、どういう死角ができるか、そういったことを含めましてカーブミラーが必要なのか、それから、道路に停止線の、また、わかるようにしていくとかいったことは協議をしております。そういったことで今、議員おっしゃいましたとおり、建ちましたというか、建つ前ですけども、そういったことでは検討をいたしております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 交通安全であと1点、この図面で見ますといわゆる診療所の前は駐車場になるわけですけども、どのものを見ましても、全面が入り口になるんですね。入り口というのか、どこから入っても、どこから出ていもいいような、結局、ここからここが入り口だというのがないんですね。車はいっぱいとまる、出たり入ったりも、好きなように、どこからでもできるということで、ましてや学童保育、通学道路ということで、やっぱり安全ということに対する配慮を、ぜひともお願いしたいということを申し上げて質問を終わります。

議 長（赤松孝一） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。駐車場が広がるというふうなことから、安全対策も含めまして、一定フェンスを張りまして、ここが出入り口だというふうな明確な、わかるような形での対策はとるということは予定しております。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより、議案第108号を採決します。

本案について原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(赤松孝一) 起立全員であります。

よって、議案第108号 平成24年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月24日、午前9時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

お疲れさまでございました。

(散会 午前11時06分)